

◇大阪市学校適正配置審議会規則の一部を改正する規則

- 1 大阪市学校適正配置審議会の委員定数を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和８年９月１日から施行することにしました。

（教育委員会事務局総務部学事課）